

消費税及び地方消費税の税率の引上げに係る公の施設の使用料等  
の改定について

1 消費税率の引上げ及び本市のこれまでの対応に係る経過

国においては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の改正及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」による地方税法の改正を実施し、消費税及び地方消費税の税率は、平成26年4月1日に8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に引き上げられるとともに、翌年10月1日からは、10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）に引き上げることとされました。

また、総務省からは、消費税率の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金の対応について、消費税が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるように所要の措置を講じるよう、地方自治法の規定に基づく技術的な助言が行われていました。

しかしながら、本市においては、平成26年4月の時点では翌年10月にも再度、消費税率の引上げが予定されていたことから、消費税率引上げ分の使用料等への転嫁は、短期間での2度にわたる市民負担の変更となることを踏まえ、現行の使用料等を維持することとしました。

その後、消費税率の10%への引上げは、平成27年4月1日に「所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、平成29年4月1日まで1年半延期され、さらに、平成28年11月28日には、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の施行により、再度、令和元年10月1日まで2年半延期されました。

これらの経過を経て、令和元年10月1日から、消費税の税率は、10%

への引上げが実施されることとなります。

## 2 令和元年10月1日の引上げに伴う対応

公の施設に係る使用料等については、国の考え方からも、その料金に適切に消費税を転嫁していくことが求められています。

のことから、令和元年10月1日の消費税率の引上げに当たっては、同日に実施される消費税率の引上げ分（2%）に、平成26年4月時点において転嫁を見送った分（3%）を合わせた5%分について、公の施設に係る使用料等に転嫁することとし、使用料等の改定を実施します。ただし、既に使用料の見直しを決定した津市白山総合文化センター等の文化ホールや、別途、今後の経営の在り方等を検討している津市榎原自然の森温泉保養館等の温浴施設等については、今回の改定の対象外とします。

## 3 使用料等改定の実施時期

消費税率の引上げに伴う使用料等の改定は、本来、税率の引上げに合わせて実施するものであると考えますが、公の施設は、多くの場合、事前に使用申請を行った上で使用されており、使用料等の改定に当たっては、この事前申請に係る期間を考慮することが必要です。

また、国においては、消費税率の引上げに当たり、請負工事等に係る適用税率について、10%への引上げを実施する6か月前に当たる平成31年4月1日の前日までに契約を締結したものについては、引上げ前の税率を適用するための経過措置の期間を設けています。

これらのこと踏まえ、今回の公の施設の使用料等の改定については、6か月間の猶予期間を設けることが適切であると考え、令和2年4月1日から実施しようとするものです。

## 4 今後の対応

公の施設の使用料等は、地方自治法の規定により各施設の設置条例において定めており、今後、おおむね100程度の条例について、十分に内容を精査、検討した上で、関係条例を改正する議案を令和元年第2回津市議会定例会へ提出する予定です。